



【手続き】

1 事業所普及員のみ、器材貸出あり

- (1) 事業所(講習場所)所在地を管轄する消防署(分署)の市民指導担当への連絡

<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000159860.html>

- (2) 申請書類

- ・ 講習実施計画表
- ・ 救命講習申込書(LINEの場合は不要)
- ・ 貸出申請書
- ・ 京都市暴力団排除条例に係る誓約書
- ・ 借用書(仮受け時に提出)

<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000164785.html>

- (3) 消防署(分署)から受け取るもの

- ・ LINE申込用QRコード(参加QR、修了QR)
- ・ 修了証(LINE申込み以外)



【手続き】

2 事業所普及員のみ、器材貸出なし

- (1) 事業所(講習場所)所在地を管轄する消防署(分署)の市民指導担当への連絡

<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000159860.html>

- (2) 申請書類

- ・ 講習実施計画表
- ・ 救命講習申込書(LINEの場合は不要)

<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000164785.html>

- (3) 消防署(分署)から受け取るもの

- ・ LINE申込用QRコード(参加QR、修了QR)
- ・ 修了証(LINE申込み以外)



【手続き】

3 事業所普及員と消防職員が共同で実施

- (1) 事業所(講習場所)所在地を管轄する消防署(分署)の市民指導担当への連絡

<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000159860.html>

- (2) 申請書類

- ・ 救命講習申込書(LINEの場合は不要)

<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000164785.html>